

江府町告示第 15 号

江府町和牛振興推進事業費補助金交付要綱の制定をここに公布する。

令和 6年 3月 27日

江府町長 白石 祐 治

江府町和牛振興事業費補助金交付要綱

令和6年3月25日

江府町告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、江府町和牛振興事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、江府町補助金等交付規則（昭和38年江府町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、和牛産業における受精卵移植及び体外受精卵技術の活用を促進することにより、畜産農家の意欲及び所得向上を図り、もって本町の畜産の振興に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、別表の第6欄の要件を満たす場合に、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に別表の第7欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額が別表の第8欄に定める額を超えるときは当該定める額とする。）とする。ただし、同表の第1欄の（2）又は（3）の事業については、同表の第8欄に掲げる額とする。

3 別表第3欄に掲げる者は鳥取県及び本町の畜産振興に努めることとし、県有種雄牛の凍結精液等を県外生産者等へ譲渡したことが判明した場合は、町は本補助金を交付しない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、別表の第1欄の（1）の事業については毎年7月31日まで、同表の第1欄の（2）及び（3）については毎年8月31日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき規則同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第11条第1項の町長が別に定める変更は、補助金の増額に係るもの以外の変更とする。

2 第5条1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告)

第7条 規則第18条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日とする。

2 前項により添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(補助金の返還等)

第8条 別表の第3欄の者が第3条第3項に該当した場合は、別表の第2欄の者に対して、規則第20条の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更し、規則第23条により交付された補助金の返還を命ずることがある。

(実施状況の報告)

第9条 別表の第1欄の(1)の事業を行う同表第2欄の者は、事業の対象の受精卵から生産された産子の販売または保留状況が確認された場合に、その年度の翌年度の7月31日までに様式第4号により町長に報告するものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

〇〇年度江府町和牛振興事業（〇〇〇〇）実施計画書（実績報告書）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

（1）優秀受精卵購入助成

生産者	事業対象受精卵個数	事業費	備考
	個	円	

注）実績には、各生産者の受精卵の明細表（血統、購入金額等）、受精卵証明書及び移植証明書の写しを添付すること。

（2）OPU技術普及促進事業（体外受精卵作製）

生産者	体外受精卵作製回数	事業費	備考
	回	円	

注）実績には、各生産者の家畜体外受精卵の作製の明細表、家畜体外受精卵証明書の写しを添付すること。

（3）OPU技術普及促進事業（体外受精卵移植）

生産者	事業対象受精卵移植回数	事業費	備考
	回	円	

注）実績には、各生産者の家畜体外受精卵証明書及び家畜体外受精卵移植証明書の写しを添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費	算定基準額 （事業対象経費） （A）+（B）+（C）	負担区分			備考
			県補助金 （A）	市町村補助金 （B）	その他 （C）	
	円	円	円	円	円	

4 事業完了（予定）年月日

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

様式第2号（第4条、第7関係）

収支予算（決算）書

1 収 入

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費	円	円	円	円	
その他					
合計					

2 支 出

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

注) 区分欄の記載方法は、別表に掲げる補助対象経費の区分によるものとする。

様

江府町長

（公印省略）

〇〇年度江府町和牛振興事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった江府町和牛振興事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、江府町補助金等交付規則（昭和38年江府町規則第13号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業は、「 」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

別表

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助金交付対象者	4 事業内容	5 補助対象経費	6 要件	7 補助率	8 補助限度額	9 備考
江府町和牛振興推進事業	鳥取西部農協	江府町内畜産農家	県が別に定める血統の受精卵の活用	補助対象者が、県が別に定める血統の和牛受精卵を購入し、年度内に移植した場合の受精卵購入代。なお消費税は除くものとする。	1 県が別に定める血統の受精卵を事業年度内に購入し、移植すること。 2 受精卵を移植した場合には、直ちに移植証明書を作成すること。 3 本事業により生産された産子は、県内で和牛を飼育する者又は県内で開催される和子牛セリ市場に出荷販売すること。自家保留する場合は繁殖雌牛又は肥育牛（出荷された肉は鳥取県産牛肉表示認定要領に定める「鳥取和牛」として販売されるものに限ること）として飼養すること。	1/4以内	10,000円/卵	
				体外受精卵の作成費。なお消費税は除くものとする。	1 町内で飼養されている雌牛からOPU技術によって作成された受精卵であること。 2 (公社)全国和牛登録協会による子牛登記が可能な方法で作製された受精卵であること。	定額	体外受精卵作製 1回あたり 12,000円	
	鳥取西部農協	江府町内酪農家		体外受精卵移植に必要な経費。なお消費税は除くものとする。	1 体外受精卵移植は乳用牛に実施する場合に限る。また移植した場合には、直ちに移植証明書を作成すること。	定額	体外受精卵移植 1回あたり 2,500円	